

罪を犯した女性の立ち直りについて

北九州市立大学大学院 社会システム研究科
地域コミュニティ専攻 太田 真弓

要 旨

本研究では、罪を犯した女性の立ち直りについて、ストレングスの視点から明らかにすることを目的とした。

法務省によれば、2000年から2019年の「女性入所受刑者の人員(罪名別)・女性比の推移」にて、刑務所入所者のうち、女性入所受刑者数は2018年では1718人であり、その比率は9.8%であった。2015年には最高値の9.9%を示しており、以降はほぼ横ばいに推移している。またこの2015年の数値は、2000年の約2倍になっている。

また、女性入所受刑者に占める再入者は、2019年の比率をみると、49.8%と受刑者の約5割を占めており、再犯防止についての施策やその事例の蓄積等が重要であることがわかる。

再犯防止については、2017年に議員立法により再犯の防止等の推進に関する法律(以下、再犯防止推進法)が成立、施行された。

再犯防止推進法第8条「地方再犯防止推進計画」においては、「地方公共団体は再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならない」とされているところであり、多くの地方公共団体が策定に向けた具体的な取組を開始している。また、法務省においては、2018年度から国・地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方について検討するため、「地域再犯防止推進モデル事業」が開始されている。

刑務所等で受刑する期間は社会から隔離されているが、罪を犯した人の多くは社会に帰っていくのであり、その移行にあたり、どのような生活をし、どのような苦勞をしているのであろうか。罪を犯した人の立ち直りについての先行研究では、犯罪件数からすれば当然ともいえるが、男性が中心であり、女性の「立ち直り」について具体的に示した例は少ない。

次に、ある瞬間の合理的な決意や、劇的なターニングポイントが、犯罪からの立ち直りにあたって重要な意味をもつのかという疑問がある。犯罪からの「立ち直り」について、その出来事が現在のどのストレングスに、どのように関連しているのか、またはもともと持っているストレングスから起こったものなのか等の点について明らかにする必要がある。

また、受刑中の経験に触れられていないということである。罪を犯した女性の話を聞いていくと、介護職や調理師、美容師といった資格取得に関することに限らず、「人生で初めて、じっくり話を聴いてもらった」、「知的障害があることがわかり、これまでできなかったら

いろなことについて、納得することができた」、「障がい手帳を取得することのメリットや、障害福祉サービスが受けられることなどがわかった」等の経験を挙げるのが少なくない。

最後に、立ち直りについて過去の経験が強みになっている可能性が言及されていないことがいえる。娘、妻、母、嫁、祖母等、さまざまな役割を果たしている、またはかつて果たしていた経験がもたらすストレングスと「立ち直り」との関係を探ることができないかと考える。

そこで本研究では、罪を犯した女性の立ち直りについて、ストレングスの視点から明らかにすることを目的にインタビュー調査を実施した。4人の女性の語りからストレングスと思われる概念を抽出し、カテゴリーごとに分類したものを、〈罪を犯す前〉、〈受刑中〉、〈再犯しない生活〉の3つの時期に分けて分析した。

その結果、再犯しない生活を過ごしている人には、受刑中の体験や環境により、その後の認識の変化や価値観の変化が生まれ、それにより、再犯しないための自身なりの対策や工夫が日常生活に組み込まれていることが明らかになった。

また、立ち直りについての劇的なターニングポイントがあるのかということについては、4人の立ち直りの要因には、罪を犯す前や受刑中のストレングスがあり、そして再犯しない生活で得たストレングスがそれらを強化し、時間をかけて形成されていったことが浮き彫りになった。

受刑中も、罪を犯す前のストレングスが発揮され、刑務所ならではの仕組みの中で強化されたストレングスがあることが示された。また、刑務官や他の受刑者とのコミュニケーションが、再犯しない生活のストレングスに活かされていることが明らかになった。

また、娘、妻、母、嫁等の経験を重ねていることが、再犯しない生活のストレングスになっていることが示された。受刑が夫や子どもとの関係を見直す機会にもなっており、受刑を経た価値観や認識および環境の変化により、従来の行動パターンが変化しているケースが見受けられた。

従来持っていたストレングスが受刑で強化され、再犯しない生活に活かされている実態を評価し、活用する仕組みと、そのことを受け入れる社会に変化することが求められる。